

令和5年11月

上野労働基準監督署ニュース



～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



令和5年度

年末・年始 Safe Work推進強調期間の実施について

(令和5年11月21日～令和6年1月31日)

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和5年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生機運の向上に向けた取組を推進します。

東京労働局管内の令和4年の死亡災害は55人（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）と前年比で3人減少したものの、休業4日以上死傷災害（以下「死傷災害」という。）が10,802人と前年比760人の増加となっています。令和5年に入った当初は死亡災害が前年比で10人以上の減少となっていたものの、7月より発生数が増加し、10月末現在で、33人もの尊い命が失われています。

仕事に追われる年末は、例年、労働災害が増加する時期ですので、慌ただしい中であっても慎重な仕事を心がけ、周りの人にも一声かけて、職場ぐるみで安全な作業に取り組んでいただくようお願いいたします。

全ての事業場において、経営トップの方が自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制やその活動状況、墜落・転落災害対策、機械設備等の安全対策、安全衛生教育について確認をお願いします。

建設業においては、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にあります。本年10月には、足場からの墜落防止措置を強化する改正労働安全衛生規則が施行されています。墜落・転落防止対策を確実に行っていただくようお願いいたします。

陸上貨物運送事業においては、運転業務に就かれている方々の睡眠時間を十分に確保していただき、無理のない適正な運転時間になる走行計画の作成をお願いします。

警備業においては、交通誘導警備業務の労働災害の防止に加え、建設現場において重機に巻き込まれるような災害についても、十分な対策を講じていただくようお願いいたします。

冬期は積雪や凍結による労働災害に注意が必要です。積雪や凍結によって歩行中に転倒したり、自動車事故に遭うといったことは、あらゆる業種で起こりえますので、注意をお願いします。

その他、本年は猛暑の影響もあって、熱中症による労働災害が多発しました。来年の夏への備えになりますが、熱中症の予防対策として、労働者の休憩場所の整備、作業時間の短縮、水分・塩分の摂取、透湿性、通気性のよい服装の着用についても検討しておかれるようお願いいたします。

詳しくは東京労働局ホームページをご覧ください。

Safe Work TOKYO

検索





2024年4月からの労働条件明示のルール変更 備えは大丈夫ですか？

大丈夫！

「労働基準法施行規則」「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正されました。

無期転換申込権が発生する有期労働契約更新時に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を使用者から労働者に明示することを義務づけ、また、すべての労働者に対する労働条件明示事項に就業場所・業務の範囲を追加する改正になっています。



改正内容について詳しいパンフレットができました。

上野労働基準監督署ニュース 8月号でも、お知らせしていますが、今回のルール変更は、すべての事業場が対象となるものの、特に影響を受ける労働者は、無期転換ルールの対象となる有期契約労働者であることから、有期労働契約の労働者を使用する事業主の皆様は、特に確認をお願いします。また、使用者の義務とされる事項と努力義務とされる事項双方が含まれますので、改正内容をよく確認し準備を行うよう併せてお願いいたします。なお、確認に当たっては、リーフレットの他、詳しいパンフレットが厚生労働省より作成されていますので、ご参照をお願いします。

詳しくはこちら

リーフレット

パンフレット



モデル労働条件通知書の様式も改正されています。

事業場の労働条件通知書の様式の作成、変更にあたっては、モデル労働条件通知書を参考にしてください。



令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項も追加されます

今回のルール改正では、労働契約の締結の際だけでなく、労働者の募集等の際に明示すべき労働条件等が追加されています。これにより、労働者の雇用の安定、処遇の改善や個別労働関係紛争の防止にもつながることが期待されています。



安定則改正省令の詳しいことはこちら